

平成 29 年 3 月 31 日

日本ネットワークサービス行動計画

従業員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 平成 29 年 4 月 1 日～平成 31 年 3 月 31 日
2. 内容

目標 1：産前産後休暇や育児休業、育児休業給付、育休中の社会保険料免除など制度の周知や情報提供を行う。

〈対策〉

- 平成 29 年 4 月～ 法に基づく諸制度の調査
制度に関して周知

目標 2：男性社員の育休を取得しやすい環境づくり。

〈対策〉

- 平成 29 年 4 月～ 制度に関して周知

目標 3：子や老親の看護や介護と仕事とが両立しやすい環境づくり。

〈対策〉

- 平成 29 年 4 月～ 就業日に看護や通院付添などの必要が生じた場合、年次有給休暇以外に使用できる休暇等（子の看護休暇、短期介護休暇、時差出勤での対応）の周知